

環境省訓令第9号

環境省における法令適用事前確認手続に関する細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

環境大臣 鴨下 一郎

環境省における法令適用事前確認手続に関する細則の一部を改正する訓令

環境省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成14年環境省訓令第2号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（目的） 第1条 （中略）</p> <p>（対象となる法令の条項） 第2条 環境省における法令適用事前確認手続（以下「本手続」という。）の対象となる法令の条項は、環境省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものを除く。</p> <p>(1) 当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p>（削除）</p> <p><u>(2) 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）の根拠を定めるものであ</u></p>	<p>（目的） 第1条 （中略）</p> <p>（対象となる法令の条項） 第2条 環境省における法令適用事前確認手続（以下「本手続」という。）の対象となる法令の条項は、環境省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものを除く。</p> <p>(1) 当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</p> <p><u>(2) 当該条項が届出、登録、確認等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合</u></p> <p><u>(3) 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）の根拠を定めるものであ</u></p>

る場合

(3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

(照会手続)

第3条 本手続に基づき照会を行うことができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた民間企業等(以下、「照会者」という。)又はその代理人とする。

(中略)

(4) 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

(中略)

(照会及び回答の内容の公表)

第5条 照会及び回答内容は、原則として、回答を行ってから30日以内に環境省ホームページにおいてこれをそのまま公表する。

(中略)

2 照会者又はその代理人が照会及び回答内容について公表の延期を希望したときは、当該希望を受け付けた担当課・室は速やかに内容を検討し、前条第1項に規定する回答期間(同項ただし書の規定により延長したときは、延長後の回答期間)内に照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、公表の延期の諾否を通知するものとする。この場合において、当該担当課・室は、照会者又はその代理人が照会の取下げを検討するための相当の期間を確保できるよう留意するものとする。

る場合

(3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

(照会手続)

第3条 本手続に基づき照会を行うことができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた民間企業等(以下、「照会者」という。)又はその代理人とする。

(中略)

(4) 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

(中略)

(照会者名並びに照会及び回答の内容の公表)

第5条 照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、回答を行ってから30日以内に環境省ホームページにおいてこれをそのまま公表する。

(中略)

2 照会者又はその代理人が照会者名並びに照会及び回答内容について公表の延期を希望したときは、当該希望を受け付けた担当課・室は速やかに内容を検討し、前条第1項に規定する回答期間(同項ただし書の規定により延長したときは、延長後の回答期間)内に照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、公表の延期の諾否を通知するものとする。この場合において、当該担当課・室は、照会者又はその代理人が照会の取下げを検討するための相当の期間を確保できるよう留意するものとする。

<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">法令適用事前確認手続照会書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">課(室)長 殿</p> <p>照会者名(法人にあっては代表者の氏名を付記)</p> <p style="text-align: center;">住所(法人にあっては主たる事務所等の所在地) (代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記) 代理人名(法人にあっては代表者の氏名を付記) 住所(法人にあっては主たる事務所等の所在地)</p> <p>下記について、照会をします。 なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。</p> <p>記</p> <p>1. 法令名及び条項</p> <p>2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為 (必要ならば資料の添付ができる)</p> <p>3. 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解</p> <p>4. 公表の遅延の希望 (この項の記載は任意)</p> <p>(1) 理由</p> <p>(2) 公表可能時期</p> <p>5. 連絡先</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>法人にあっては担当者名</p> <p>電話番号・FAX 番号</p> <p>電子メールアドレス</p>	<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">法令適用事前確認手続照会書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">課(室)長 殿</p> <p>照会者名(法人にあっては代表者の氏名を付記)</p> <p style="text-align: center;">住所(法人にあっては主たる事務所等の所在地) (代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記) 代理人名(法人にあっては代表者の氏名を付記) 住所(法人にあっては主たる事務所等の所在地)</p> <p>下記について、照会をします。 なお、<u>照会者名並びに</u>照会及び回答内容が公表されることに同意します。</p> <p>記</p> <p>1. 法令名及び条項</p> <p>2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為 (必要ならば資料の添付ができる)</p> <p>3. 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解</p> <p>4. 公表の遅延の希望 (この項の記載は任意)</p> <p>(1) 理由</p> <p>(2) 公表可能時期</p> <p>5. 連絡先</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>法人にあっては担当者名</p> <p>電話番号・FAX 番号</p> <p>電子メールアドレス</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。